

■育成就労制度の基本方針や特定技能制度の運用方針改正が閣議決定

▷訪問系サービスへの従事は4月施行の見込み

- ・3月11日、特定技能制度および育成就労制度の運用に関する基本方針、ならびに特定技能制度の運用方針の一部変更が閣議決定された。
- ・技能実習制度に代わる育成就労制度の意義については、介護を含む特定産業分野における人材の育成とともに人材を確保する仕組みを構築すること、特定技能1号水準の技能を3年間の就労を通じて修得させることなどが基本方針とされている。
- ・介護分野における特定技能制度の運用方針の改正は、訪問系サービスへの従事を認めるもので、全国経営協の濱田和則外国人介護人材特別委員長が参画した厚労省「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」の議論が踏まえられている。
- ・同検討会では、日本人と同じく介護職員初任者研修の修了等を前提とし、受入事業者に対しては研修やOJT、外国人材のキャリアアップ計画、ハラスメント対策やICT活用を含む環境整備等の遵守を求めるなどしたうえで、訪問系サービスへの従事を認める内容となっている。また、検討会後の国での議論のなかで要件が一部追加されており、従事する特定技能外国人は介護事業所等での実務経験が1年以上あることが原則とされた。
- ・なお、現行の技能実習制度における訪問系サービスへの従事についても同様の改正が予定されている。特定技能・技能実習のいずれの改正も施行は4月に入ってからの見込み。
- ・特定技能・技能実習制度における訪問系サービスへの従事については、パブリックコメントが実施された（3月19日で受付終了）。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第21回）

令和7年3月11日（火）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai21/gijisidai.html>